

令和元年第11回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和元年11月12日(火)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 檜 垣 昌 子	
	委 員 渡 辺 敦 子	委 員 本 間 正 江	
	委 員 名 島 啓 太		
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長	教育環境調整担当部長	
	学校適正配置担当課長	子ども未来部長	
	子ども未来課長	子ども環境応援担当課長	
	子どもわくわく課長	保育課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	48号	令和元年度東京都北区一般会計補正予算(第3号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	49号	東京都北区子ども家庭支援センター条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
3	50号	東京都北区立図書館の位置変更について	承認
追加日程1	51号	平成三十年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
4	75号	東京都北区教育委員会事務局職員(課長級以上)の異動について	了承
5	76号	平成三十年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価について	了承
6	77号	浮間中学校等複合施設の開設について	了承
7	78号	令和二年度新一年生の受入れ制限について	了承
8	79号	北区青少年委員の推薦依頼について	了承
9	80号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和元年第11回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和元年11月12日(火) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和元年第11回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第48号議案「令和元年度東京都北区一般会計補正予算(第3号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第48号議案でございます。お示しの補正予算にかかわります意見聴取の議案でございます。

1枚おめくりをお願いいたします。こちらに記載のとおり、第4回北区議会定例会に議案を上程するにあたりまして、記書きの補正予算3号の教育委員会に意見を求めるものでございます。

3ページからは、区長が議会に提出をいたします議案となっております。

5ページをごらんください。第1表歳入歳出予算補正でございます。歳出でございますけれども、8款教育費2項小学校費補正額の欄をごらんください。1億4,450万円。3項でございます。中学校費補正額の欄1億4,020万円。歳出合計で2億8,470万円の増額の補正でございます。内訳につきましては後ほど説明いたします。下の表、第2表の債務負担行為の補正でございます。予算は単年度主義が原則でございますけれども、複数年にわたる業務委託、あるいは大規模な工事等の契約につきまして、あらかじめ定めた期限、限度額の範囲で、予算執行を行うことを、前もって議会に了解を得て執行できることとなっております。今回、お示しの三つの事項につきまして、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

1項目でございますけれども、西ヶ原子どもセンター管理運営でございます。来年度から学童クラブ部分を増設するということになりまして、その指定管理の指定期間が数年にわたるため、改めて限度額を増額するものでございます。その下の二つでございますけれども、真ん中、王子小学校を始めとする小学校計10校、その下、王子桜中学校を始め中学校計6校の体育館の空調機の設置工事につきまして、来年の夏の設置を予定してございますが、その工程が今年度から来年度まで2カ年にわたるため、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

第48号議案参考資料と記載された資料のご用意をお願いいたします。上部の歳出でございますけれども、第2項小学校費学校管理費の(1)学校施設整備費、増減説明欄にお示しの小学校計10校の体育館空調機設置工事の経費として、1億4,450万円

の増額補正、それから下の表、増額説明欄でございます。中学校計6校の空調機設置工事の経費といたしまして、1億4,020万円の増額補正をお願いするものでございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件についてご質疑、またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件につきましては意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。

次に、日程第2、第49号議案「東京都北区子ども家庭支援センター条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

子ども未来部参事

教育長

清正教育長

子ども未来部参事

子ども未来部参事

1枚おめくりください。令和元年第4回東京都北区議会定例会に提出する議案を作成するのにあたり、教育委員会の意見を求めるものでございます。

ページをおめくりいただきまして、北区子ども家庭センター条例でございます。それでは、まず、9ページをお願いいたします。子ども家庭支援センターとして、東京都北区育ち愛ほっと館の相談機能のさらなる強化を図ることに伴い、東京都北区育ち愛ほっと館を廃止し、新たな東京都北区子ども家庭支援センターを設置するため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、参考資料①をお願いいたします。2の経過等をごらんください。平成13年に児童館を所管する課の一係として、子育てに関する総合的な活動の場の提供及び地域支援の拠点として育ち愛ほっと館を開設いたしました。そして、「育ち愛ほっと館条例」を制定いたしました。

平成19年に育ち愛ほっと館を児童虐待対策に取り組むセンター事業、子ども家庭支援センター事業に位置づける条例改正を行ってございます。

平成28年に課として子ども家庭支援センターを新設いたしまして、育ち愛ほっと館

をセンターの一係といたしたものでございます。さらに、昨年、平成31年3月と4月でございますね、虐待相談の増加に対応いたしまして、相談機能及び職員体制の強化を図るために、センターの事務の一部を育ち愛ほっと館から旧清至中学校別棟に移転したところにつきまして、今年度末に全ての事務を移転する予定でございます。

条例の内容でございます。設置の目的はお示しのとおりでございます。

裏面に移りまして、設置場所でございます。旧清至中である王子六丁目でございます。床面積は882平米、ほっと館のときは534平米でございました。

施設の内容です。相談室、プレイルーム、その他必要な施設を設けるものでございます。事業内容はお示しのとおりでございます。これは前のほっと館条例を引き継いでいるものでございます。

そして、施設内容について、もう一度議案書に戻りまして、12ページをお願いいたします。平面図が出てございます。相談室とプレイルームということになってございますが、子育て親子が自由に来場していただき、遊べるというのがプレイルームでございます。そして、この1階スペースへ親子が気軽に立ち寄れるように、親しみ深いイメージが持てるような愛称をつけたいと思っております。その方法として、利用者にアンケートを採って決めていきたいと思っております。その方法として、利用者にアンケートを採って決めていきたいと思っております。その方法として、利用者にアンケートを採って決めていきたいと思っております。

もう一度、先ほどの参考資料に戻らせていただきます。裏面でございます。

(5) 利用者、これについてもお示しのとおりでございます。

(6) 施行期日は令和2年4月1日でございます。

今後の予定でございますが、12月に第4回定例会に条例案の上程をいたしまして、2月に北区ニュースで広報いたします。なお、この育ち愛ほっと館に来所されている今の方々には、昨年度の引っ越しがありましたので、この時期から今回の次の移転について、施設内でお知らせの掲示を出して周知しているところでございます。また、周辺の地域、育ち愛ほっと館のある王子二丁目町会や王子連合町会館内でございます。館の業務が一部移転したこと及び1年後全ての業務が移転するということを昨年度中にお伝えをしているところでございます。私からの説明は以上でございます。よろしくご審議承りますようお願いいたします。

学校支援課
長

それでは、引き続き私から49号議案のうち、東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

議案書の17ページをごらんください。

説明欄です。東京都北区立浮間中学校の位置を変更するために、この条例案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただき18ページ、新旧対照表をごらんください。変更内容ですが、浮間中学校の位置を東京都浮間四丁目23番30号から東京都北区浮間四丁目29番32号に変えるものです。

19ページ以降は、案内図、学校の平面図が載っております。

17ページにお戻りください。付則でございます。この条例は令和2年4月1日から施行いたします。先の教育委員会臨時会でご承認いただいた条例改正になりますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

私からの説明は以上です。

清正教育長

中央図書館長

中央図書館
長

私からは東京都北区立図書館設置条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

27ページをお願いいたします。説明欄をごらんください。本条例の一部改正は、浮間中学校の位置変更と同様に、浮間図書館が複合施設に移転するため、提出するものでございます。

28ページ、第90号議案参考資料1をごらんください。新旧対照表でございます。下の段、現行の浮間図書館、傍線の引いてある浮間一丁目8番2の102号から上の段、改正後の浮間四丁目29番32号とするものでございます。

27ページにお戻りいただきまして、付則でございます。この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

29ページに参考資料として浮間図書館の移転後の場所をお示しした案内図、次のページに配置図、その次に平面図をお示ししてございます。ここで、リニューアルする浮間図書館について、若干ご説明をさせていただきたいと思っております。移転前の浮間図書館は北赤羽駅と浮間舟渡駅の間にごございましたが、案内図にありますとおり、この複合施設が浮間舟渡駅の改札から1、2分と交通機関から大変便利なところにあります。複合施設であることを生かしまして、学校の長期休業期間中には調べ学習室を閲覧室として運用しまして、快適な環境での読書、勉強をしてもらえるよう、充実を図ってまいります。また、多目的ホールをお借りしてお話し会や地域資料の講演会などを開催してまいります。図書館独自の施設としましては、これまでと同様に目の不自由な方のための対面音訳室や靴を脱いでゆったりといることができる読み聞かせコーナー、また、新たにインターネットに接続できるPCコーナーを設置いたします。最大の特徴は浮間中学校の図書館と一緒にいることでございます。調べ学習などに学校の図書館だけでなく、浮間図書館の資料も活用できるようにしてまいりますので、浮間中学校の先生方とも連携協力体制をつくりまして、浮間中学校の生徒さんに今まで以上に浮間図書館を利用してもらえるよう、工夫してまいります。

外観の特徴でございますが、閲覧スペースの前は大きなガラス張りにして、見通しをよくして、外の桜の木などを眺めることができるようになっております。また、外側には読書テラスも設ける予定です。二層吹き抜けの大きな空間となっております、ゆったりとした雰囲気をつくり出しています。また、書架の配置もこれまでの1メートルから1.8メートルに拡大いたしまして、車椅子等の利用にも配慮しております。書架の間隔を広く取りましたことから、児童書を含めました一般図書の蔵書数につきましては、6万9,000冊から6万3,000冊程度となりますが、これに学校図書館の資料を7~8,000冊加えますので、全体の資料数としては若干の増となります。今後も蔵書検索システムや蔵書予約の仕組みを活用しまして、一般図書の蔵書減が不便とならないよう、適切にご案内してまいります。なお、移転に伴いまして、大量の図書を整理して移動させることから、一定期間休館させていただきたいと考えております。

現在の図書館の開館最終日を3月1日の日曜日、翌月曜日が定例の休館日となりますので、臨時休館を3月3日の火曜日からとさせていただき、令和2年4月1日水曜日からの新規オープンとさせていただきたいと考えております。

予約資料につきましては、3月8日まで窓口で受け付けいたします。返却につきましては、ブックポストへの返却をお願いしてまいります。

簡単ではございましたが、リニューアルする浮間図書館について、ご説明させていただきました。

清正教育長

子どもわくわく課長

子どもわくわく課長

それでは、私からは49号議案のうち、東京都北区立児童館条例の一部を改正する条例及び東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

最初に、33ページをお願いいたします。東京都北区立児童館条例の一部を改正する条例でございます。

35ページをお開き願います。説明欄をごらんください。東京都北区立浮間子どもティーンズセンターの位置を変更するため、この条例案を提出するものでございます。

恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、37ページの案内図をごらんください。浮間中学校、浮間図書館と同様、浮間中学校等複合施設に移転するため、浮間四丁目29番32号に改めるものでございます。

続いて、33ページから39ページにかけましては、浮間子ども・ティーンズセンターの配置図と平面図をお示ししてございます。

なお、浮間子どもティーンズセンターの開設予定等、今後の日程につきましては、後ほど報告第77号の浮間中学校等複合施設の開設についての中でご報告をさせていただく予定でございます。

それでは、35ページにお戻りください。付則でございます。この条例は令和2年4月1日から施行させていただきたいと存じます。まず、北区立児童館条例の一部を改正する条例のご説明は以上でございます。

続きまして、東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきたいと存じます。

議案の41ページのほうをお開きいただければと思います。ここからが本条例の説明箇所でございます。まず、44ページの説明欄、新設学童クラブの名称及び実施場所を規定するとともに、既存学童クラブの名称及び実施場所の変更を行うため、この条例案を提出させていただくものでございます。

このあと、かなり多くの場所の規定の改正がありますので、ご用意させていただきました議案参考資料の②をごらんいただければと存じます。

まず、項番1番の要旨でございます。学童クラブの待機児童の解消に向けましては、この間さまざまな取り組みを行ってきたところでございますが、令和2年の4月に向けまして、学童クラブの新設等を行いまして、240名の定員拡大を行うものでございます。

2番の現況でございます。待機児童数の状況について、お示しのとおり学童クラブの定員拡大に取り組んできたところでございますが、平成31年4月現在、80名の待機児童が発生しているところでございます。

3番の概要でございます。まず、(1)におきましては、本年4月の実績と今回令和2年4月に向けまして、増設、定員拡大を予定してございます学童クラブの数、定員をお示ししたものでございます。お示しのように令和2年4月に向けまして、5学童クラブの増、240名の定員拡大を予定しているところでございます。

(2)におきましては、学童クラブの新設・移設等に関するもので、議案に係る学童クラブということでお示しさせていただいてございます。今回の学童クラブの新設・移設等につきまして、学校ごとに分けさせていただいてご説明をさせていただければと存じます。

最初に、①の稲田小学校、こちらは定員50名の拡大ということで、これまでは稲田小学校の校舎内に学童クラブが1クラブございましたが、米印のところにお示ししてございますように、現在の赤羽児童館の中で今年4月まで学童クラブでございました旧赤羽育成室、こちらを活用させていただきまして、稲田子どもクラブ第二を新設するものでございます。これに合わせまして、既存の学童クラブにつきまして、名称変更が発生いたします。名称変更の内容につきましては、裏面の表、学童クラブの新設・移設一覧(関連学童クラブ抜粋)こちらに掲載させていただいてございますので、あわせてごらんいただければと存じます。

それでは、A4判の資料の表面にお戻りいただきまして、②の田端小学校でございます。こちらは定員45名の拡大ということで、これまでは小学校の校舎内に二つ学童クラブがございましたが、これにあわせまして米印にお示しのとおり、現在の田端児童館の2階を活用いたしまして、田端ぽぷらクラブ第三を整備いたします。これに伴いまして、既存の学童クラブにも名称変更が発生するものでございます。

続きまして、③柳田小学校でございます。こちらは定員40名拡大ということで、現在校舎1階に放課後子どもプラン室がございますが、これを同じく1階にございます多目的室に移設し、多目的室と共用で使用させていただき、現在の放課後子どもおプラン室を柳田みどりクラブ第二として整備・新設させていただくものでございます。これに伴いまして、既存の学童クラブに名称変更が発生しているものでございます。

続きまして、④の第四岩淵小学校でございます。こちらは定員40名拡大ということで、現在の校舎1階に特別支援教室がございますが、これを2階の生活科室の一部に移転いたしまして、1階の特別支援教室の跡と放課後子どもプランのスタッフルームを活用いたしまして、四岩小いちょうクラブ第二を新設させていただくものでございます。こちらにも既存の学童クラブに名称変更が発生するものでございます。

さらに続きまして、5番の滝野川小学校でございます。こちらは定員40名拡大ということで、校舎1階のわくわく広場室を同じく1階のランチルームと共用することといたしまして、わくわく広場室の跡に滝小子どもクラブ第三を新設させていただくものでございます。

続きまして、⑥の堀船小学校でございます。こちら、定員の変更はございませんが、リフレッシュ改修工事に伴い、学童クラブを校舎内へ移設させていただくものでござい

ます。現在、放課後子どもプラン室がございます3階のPTA室と児童会室を4階に移設しまして、その跡にそれぞれ堀船つくしクラブ第一と堀船クラブ第二を移設するものでございます。なお、移設にあわせまして、これまで堀船つくしクラブ1、2と名称になってございましたが、ほかの学童クラブとあわせまして、堀船つくしクラブ第一、第二と名称変更させていただきます。

以上が今回の東京都北区学童クラブの運営に関する条例に関します学童クラブの新設・移設等でございますが、恐れ入ります、裏面のほうにお進みください。一番上に米印で今回、条例改正は伴いませんが、定員拡大を図ります既設の学童クラブについて掲載させていただいております。こちらは王子第二小学校でございまして、こちらは校舎内にございまして王二なかよしクラブにつきまして、1階にございまして教育相談室を2月の小会議室と兼ねることといたしまして、教育相談室の跡、一部学童クラブ、スタッフルームとさせていただきます。既存の学童クラブと一体的に活用することといたしまして、定員を25名拡大させていただくものでございます。

以上、全体を通じまして、5学童クラブの増設、240名の定員拡大となるところでございます。

4番の今後の予定でございます。この後、議会の文教子ども委員会に報告後、さまざまな工事等も進めさせていただきまして、4月からは学童クラブを開始させていただきたいと考えているところでございます。

もう一度議案のほうにお戻りいただければと思います。45ページから46ページまでが、ただいまお話をいたしました部分の名称変更でありますとか、住所変更等、新旧対照表でございます。また、その後の47ページから65ページまでがただいま口頭でお伝えしました学校ごとの配置図でありますとか、平面図になりますので、こちらにつきましても後ほど高覧いただければと存じます。

令和2年度に向けましては、昨年度と同様、学童クラブの待機児童解消をできるだけ速やかに、そして効果的に実施するため、ただいまご説明申し上げました対策を取らせていただいたところでございます。このあと、学校施設、児童館利用者、保護者、町会の皆様にもさまざまな影響がございますので、随時ご相談、ご報告をさせていただき、ご理解をいただいた形で進めさせていただきたいと考えております。

最後に44ページにお戻りください。議案の44ページでございます。

付則でございます。この条例は令和2年4月1日から施行させていただきたいと存じます。ただし、2項でお示ししてございます利用申請、その他学童クラブの利用のための準備行為につきましては、条例の施行の日前におきましても、行うことができることとさせていただきたいと存じます。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

清正教育長

保育課長

保育課長

私からは東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてのご説明をさせていただきます。

議案書77ページをごらんいただけますでしょうか。説明欄でございます。本条例の根拠となる内閣令の一部改正に伴いまして、支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に改めるなどの用語の整理を行うほか、規定の整備を行うとともに、特定地域型保育事業者が連携施設を確保しないことができる特例措置の5年間の延長を行うため、この条例案を提出するものでございます。なお、本条例につきましては、本来であれば幼児教育・保育の無償化が実施される10月1日の前、教育委員会であれば8月23日の教育委員会にてご審議いただくべきところでしたが、条例の根拠となります内閣府令の改正が遅れまして、今回議案を提出する取り扱いとなりました。また、特定地域型保育事業者が連携施設を確保しないことができる特例措置の5年間の延長につきましては、既に8月23日開催の教育委員会にてご審議いただきました東京都北区家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と同じ内容となっております。

では、改正の箇所の説明に移りたいと思います。

議案資料の78ページをごらんいただけますでしょうか。新旧対照表になってございます。変更箇所のうち、ほとんどの箇所が説明欄で申し上げましたとおり、用語の変更になりますが、それ以外の箇所についてを中心に説明を行ってまいります。

まず第3条でございます。特定教育・保育の内容に関する記述で、子どもの保護者の経済的負担の軽減について、適切に配慮されたといったような文言が加わります。これは、今回の内閣府令の改正の基本理念を盛り込んだものということでございます。

次に、第13条をごらんください。ページで申し上げますと、81ページになります。これは、この10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、3歳以上の児童の保育料が無償になったことを受けての改正となります。

次に、39条からございまして、88ページをごらんいただけますでしょうか。39条、40条、41条、42条、また1枚おめくりいただきまして、49条というところで、ところどころに3歳児以上、満3歳以上ですとか、満3歳未満といった文言が加わってございます。これは特定地域型保育事業と言われるものが、基本2歳児までを受け入れる施設であるということから、こういった文言が加わってございます。

また、89ページの第42条の4項でございますが、特定地域型保育事業者は、原則として2歳児までの保育を行っていいということございまして、就学前の間、教育・保育を継続して提供するための保育所や幼稚園といった連携施設の確保が求められます。しかし、第4項では、特例保育所型事業所内保育事業者といたしまして、施設や地域の状況を鑑みまして、地域型の保育事業であっても3歳以上の受け入れを行う施設、こういったものができた場合については、連携施設の確保は不要であるといった旨を規定したものでございます。

次です。94ページをごらんいただけますでしょうか。付則になっておりまして、第3条でございます。特定地域型保育事業者が確保すべきとされる連携施設の確保のための経過措置につきまして、現行で5年と定めている期間を10年に延伸するものでございます。

若干、用語の補足をさせていただきますと、特定地域型保育事業者とは、北区内で申しますと、現在のところ小規模保育事業が19施設、事業所内保育事業が2施設の計2

1 施設ございまして、2 歳までのお子様の保育を行っております。それら施設につきまして、3 歳以上の児童に対して必要な教育・保育を継続的に提供するという観点から、連携施設を子ども・子育て支援新制度の本格実施となる平成 27 年から 5 年の間に確保するといったような取り扱いとなつてございましたが、全国的にも約半数連携施設の確保が進んでいない状況、北区においては全くできていないといったような状況でございますが、その経過措置を延伸するといったようなことでございます。北区でも待機児解消を進めるため、連携施設の確保のいかに問わず、小規模保育事業所の誘致というのを進めてまいりましたが、最近、小規模保育事業所を卒園される方の 3 歳児の進級先の確保について、不安の声が多く寄せられることなどを踏まえまして、今後先行自治体の取組等を研究してまいりたいと考えてございます。

最後に、77 ページをごらんいただけますでしょうか。付則の説明でございます。ページ中ほどでございます。この条例は公布の日から施行したいと考えてございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

清正教育長

それぞれの説明、ありがとうございました。

まず初めに、東京都北区子ども家庭支援センター条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

子ども家庭支援センターの移転に伴って、地域の方への説明をというお話がございましたが、地域の方からの不安ですとか、何かお声がありましたら、私どもにもお聞かせいただけたらと思います。

子ども未来部参事

子ども未来部参事です。地域の方からは特別にございませんでした。ただ、ほっと館のところ、駅の近くで地域のお祭りなどに参加していただきましたので、あの場所が何になるのか非常に興味をお持ちだという印象は受けました。

以上です。

清正教育長

ほかにいかがでしょうか。

渡辺委員

教育長

清正教育長

渡辺委員

渡辺委員

子ども家庭支援センターの図のところ、平面図なのですが、12 ページのところです。これは確認なのですが、プレイルームというのは、もともと既存のほっと館の子どもセンターとしての活用の方という形でよろしいのでしょうか。それとも、相談の方が

来たときの何か様子を見るとか、そういったものになるのでしょうか。

子ども未来部参事 子ども未来部参事です。これはプレイルームという形で、子どもたちの遊びの広場という形でやっているものでございます。

渡辺委員 わかりました。もともとほっと館はとてもすばらしい施設で、木のぬくもりが十分にあって、本当に保護者の方もとても喜ばれて、乳幼児を連れた保護者の方は1日そこにいるような形だったと思いますので、このプレイルームも十分に活用されるのかなと思って期待しております。ありがとうございます。

清正教育長 よろしいでしょうか。
それでは、次に東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、次に東京都北区立図書館設置条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 次に、東京都北区立児童館条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 次に、東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

檜垣委員 教育長

清正教育長 檜垣委員

檜垣委員 ニーズが高まったということで、新設の設置、大変ありがたいことだと思います。現実にはどのような状況があるのか、簡単にお話しいただければと思います。

あと、先ほどご説明の中で、稲田小学校の稲田子どもクラブ第2の新設のところの定員について、40名と聞こえたのですが、資料では50名と書いてあります。どちらが正しいのでしょうか。よろしく願いいたします。

子ども環境 子ども環境応援担当課長です。全体の話ということでご説明をしたいと思います。

<p>応援担当課長</p>	<p>ご案内のとおり、今、北区の子どもが増えていること、共働き家庭がふえているということで、全体的な応募率というのですか、利用率も上がっているというところがございます。ただ、北区の中でも、そういった部分は全体としてはあるのですけれども、とりわけ問題となっているのは、特定の学校で利用希望者がふえているという状況です。今回6カ所のご説明をさせていただいたと思いますけれども、そのうちの5カ所が、今年度待機児童が出ていて、解消を図っている学校です。もう1カ所の柳田小については、今年度は待機は出ていないのですけれども、今後の推計等を考えると、来年度は厳しいということで、事前に手を打つといいますか、策を打つということでやっておりますので、そういった部分が全体としてある中で、個別の地域、学校を見て進めていくというような対応の必要があると認識しております。</p> <p>また、稲田小部分の赤羽児童館の育成室を活用した部分でございますが、50名という記載が正式でございますが、40名という発言は誤りでございました。</p>
<p>清正教育長</p>	<p>本間委員</p>
<p>本間委員</p>	<p>ご説明を伺っていても、大変苦勞されていろいろと工夫されていることが伝わってまいりました。今後ますます、さまざまな形での工夫が必要であろうと思われるのですが、その中でも、放課後子どもクラブを移転させたとか、学校の使っている施設を移してというようなお話もありましたが、過去、学童クラブの場所の確保に当たっては、場所は確保したけれども、狭くて、児童のけがが増えてしまったとか、あるいは遊び場所の確保が十分ではないという声が保護者の方からは届いていたというふうに思います。まずは受け入れ、待機の解消ということが大前提であることは十分承知しているところですが、引き続き実際に活用する子どもたちに真の意味で利便性があるようにということで、現場の声に継続して耳を傾けていただいた対応をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
<p>清正教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、次に東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>清正教育長</p>	<p>それでは、6件の条例に対し、特に反対意見はないようですので、本件につきましては意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>清正教育長</p>	<p>ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。</p> <p>次に、日程第3、第50号議案「東京都北区立図書館の位置変更について」を議題に</p>

供します。事務局から説明をお願いします。

中央図書館
長

教育長

清正教育長

中央図書館長

中央図書館
長

私からは50号議案、東京都北区立図書館の位置変更について、ご説明いたします。
1枚おめくりください。図書館の位置変更についてでございます。議決いただく内容につきましては、先ほどご説明しました浮間図書館の移転に伴う住所変更と同じものでございます。改めて教育委員会の議決をお願いすることになるわけですが、これにつきましては、教育委員会事務局専決規則第2条第1項に、教育機関の設置、廃止及び位置変更に関することが委員会の議決事項として定められているため、改めて教育委員会の議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

本件に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第50号議案は原案どおり承認することに決定いたします。
ここで、平成30年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価についての議案を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないものと認め、本日の日程に追加させていただきます。
それでは、追加日程第1、第51号議案「平成30年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育政策課
長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、点検評価の報告でございます。お手元の厚めの冊子をごらんいただきたいと存じます。

最初に11ページをお願いいたします。この点検・評価の趣旨が記載してございますけれども、地教行法の規定によりまして、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行の状況を点検・評価を行い、その報告書を作成して議会に報告し、公表するものでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。教育委員会の活動状況を記載してございます。そのあと、1年間にわたり活動内容を記載してございますけれども、30年度に出席、参加した事業の回数をお示ししてございます。

そのあと12ページでございますけれども、点検及び評価の実施方法ということでございまして、中段、評語の定義というところ、A、B、Cの3段階で評価をしてございます。

そのあとでございますけれども、16ページをお願いいたします。具体的な中身でございます。教育振興部、お示しのと通りの事業につきまして、評価をしてきたところでございます。このあと、18ページ以降に具体的な評価シートを掲載してございますけれども、昨年までの点検・評価でございます。昨年までは評価の視点といたしまして、3つの要素、成果、有効性、効率性という視点で各所管課がA、B、Cの3段階で評価をし、取りまとめてまいりました。前年度の体裁といたしますか、評価の記載方法でございますと、なぜAなのか、Bなのか、評価の判断がわかりにくい、そういったような委員の皆様のご意見もいただいたところでございまして、今年度につきましては、評価のシートの構成を改めまして、目標実績、それに対応する評価という構成にいたしまして、なおかつ目標、実績の設定、これもできる限り数字で表わすということにいたしました。目標、実績、それに対する評価がリンクしやすいと、見た目でもわかりやすいということで改善をしたところでございます。それぞれの事業の説明は割愛をさせていただきます。

37ページに学識経験者の意見を記載、掲載してございます。こちらがまず教育振興部の事業に対する意見でございますけれども、評価方法の改善、工夫、これが施されていることは喜ばしいという意見の一方で改善すべきことがあるというような指摘でございます。例えば、多くの事業で目標数値の根拠を示すことができなかったというものでございまして、まさに山本教授がご指摘のとおりであると捉えているところでございまして、大きく今年度、評価の手法を変えたというところもございまして、目標設定に当たりまして、十分な精査でございますとか、いわゆる多面的、多角的な検討といたしますか、行き届かなかった点もあったかというふうに考えているところでございます。中身の説明は割愛をさせていただきます。

それから、40ページ以降が子ども未来部の評価になってございまして、42ページに点検及び評価いたしました事業の一覧を掲載しているところでございます。

それから、44ページ以降に子ども未来部の評価シートを掲載してございまして、6

2ページでございます、こちらにつきましては、國學院大学の神長教授のご意見を62ページから65ページにわたって記載をしているところでございます。

以上、内容の説明とさせていただきますけれども、いずれにいたしましてもこうした学識経験者のご意見、これを十分に踏まえまして、改善や工夫を図っていくということが必要だと考えているところでございます。教育政策のPDCAサイクルということがよく言われるわけでございますけれども、目標の達成状況、これを客観的に点検し、その結果を対外的にも明らかにする。そして、その後の施策へ反映していくことで実効性のあるPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要というふうに捉えているところでございます。おりしも、新たな教育ビジョンも策定をするということでございまして、来年度の評価につきましては、現行のビジョンをベースに評価を行うこととなりますけれども、再来年度につきましては、新たなビジョン、これに基づきまして展開、推進する事業の評価をしていくということになります。評価の対象事業も大きく見直しを図ろうというふうに考えているところでございまして、評価も手法、具体的に言いますと、目標設定に仕方も含め、さらに改善を図りまして、実効性のあるPDCAサイクルを確立していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 今、松村政策課長のほうから心強いPDCAサイクルでの取り組みを伺って、また詳しい説明も伺いまして、この評価が非常に具体的に今度に生きていくのだなということに思いをはせながら伺いました。

その上で、この内容につきましては去年からまたさらに改善されたということですので、また次の改善までこの形が踏襲されていくことが望ましいというふうに思っておりますけれども、お二人の学識経験の先生から、かなり具体的なご指摘もいただいているところです。今、お話のございましたPDCAのアクションの部分で、この学識経験者の先生からご指摘いただいた部分については、具体的に次年度に向けてどのような形で改善されていくのか、今お答えできることと、それから今後取り組んでいくであろうというような形のこともあろうかというふうに思いますが、そのあたりについて、わかる範囲で教えていただきたいということが1点です。

もう1点ですけれども、山本先生のほうから38ページから39ページにかけて特別支援教育の推進についてのご指摘をいただいております。ここにおっしゃってくださっているとおりだというふうに思っているところですが、この数値目標を上げていくということにつきましては、一つ学校現場でも大事なことだというふうに捉えております。あわせて、対象になるお子さんたちが多ということで、適切な評価のもと退級の

お子さんたちを生み出しているというところはあるのですけれども、現場の悩みとしましては、さらに待機しているお子さんたちがいて、その子たちが6年間、あるいは3年間の中で何の支援もないまま卒業していくことがないようにというような願いもあって、かなり頑張って退級のお子さんを生み出し、次なるお子さんたちへの支援をスタートさせていくという側面もあります。従いまして、退級した後も、実際にはさまざまな形でフォローを図っているというような現状もございますので、恐らくそういったような話は以前にも課長のほうにお伝えさせていただいたことがございますので、山本先生のほうにも伝わっていることかというふうには思いますが、そのあたりの学校現場の状況をさらにお伝えいただければというふうに思っております。

また、現場だけではなくて教育委員会が課を超えた連携での支援ということが必要なこともございますので、この評価が、教育委員会全体が連携を図りながら、さまざまな形で各項目の全体を向上させていくことにつながっていけばというふうに願うところであります。以上です。

清正教育長

1点目についてあれば、
教育政策課長

教育政策課
長

それでは、ただいまの今後の生かし方というところで、総論的にお話をさせていただきますけれども、先ほども申しあげましたように、PDCAサイクルの確立ということが求められているわけでございますので、この意見、しっかりと分析をいたしまして、可能な限りの改善・工夫を図っていくということが必要でございます。内容を見ますと、予算の点、あるいは取り巻く環境、いろんな課題の中で難しい面もあろうかと思えますけれども、やはり各所管課がしっかりと現状認識をいたしまして、対応していくというようなことが必要になってくるかと思えます。ただちに検討・着手できるものにつきましては、ただちに検討・着手する。また、少しお時間をいただくものについては、お時間をいただきながら、何らかの改善、工夫ができるように責任を持って各所管課で対応していくということを留意しながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

清正教育長

ほかいかがでしょうか。

檜垣委員

教育長

清正教育長

檜垣委員

檜垣委員

私からは質問というよりも、意見、感想なのですが、この東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書、これについては半年くらい前からもろもろの事案で政策課長と話し合いの場を設けていただきまして、かなりの部分ですごい改善がされたのではないかなと思います。やはりPDCAサイクルの中で、チェックの部分というのは、時間的にも難しいところはあると思います。今回

の前進によって、また次にぐんと教育政策が進むのではないかなというような感謝と、いろいろな意見調整でご苦労された点に感謝申し上げます。ありがとうございました。

清正教育長 ありがとうございます。それでは、本件に対し特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第51号議案は原案どおり承認することに決定させていただきます。

お諮りします。ただいま承認いたしました追加日程第1、第51号議案について、本日の日程第5、報告第76号により報告を予定していますが、内容が重複していることから、報告第76号を省略したいと思いますが、省略することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、報告第76号は説明を省略することに決定させていただきます。次に報告事項に移ります。

日程第4、報告第75号「東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の異動について」事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、報告第75号でございます。事務局職員の異動でございます。

1枚おめくりをお願いいたします。事後の報告となりまして恐縮でございますけれども、2の異動年月日でございますとおり、11月1日付でございます。(1)のところでございますけれども、染矢子ども環境応援担当課長につきましては、子ども未来部副参事に、それから(2)のところでございますけれども、銭場子ども未来課長につきましては、子ども環境応援担当課長兼務という発令を行ってございます。

以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。
本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長	<p>本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>次に、日程第6、報告第77号「浮間中学校等複合施設の開設について」、事務局から説明をお願いします。</p>
学校改築施設管理課長	教育長
清正教育長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	<p>私からは、議案のほうでもご審議いただきました、浮間中学校関連の今後のスケジュールについて、まとめてご報告をさせていただきます。</p> <p>表紙を1枚おめくりください。浮間中学校等複合施設の開設についてでございます。浮間中学校につきましては、学校の複合化ということで、北区といたしましては、なでしこ小学校について2番目に複合化を図る学校として、来年の4月に開校を予定しているところでございます。</p> <p>2番の浮間中学校新校の開設でございます。来年の春休みの間に引っ越しをいたしまして、新校舎は4月1日から使用するというので準備作業を行う予定であります。また、学校施設の地域開放につきましては、ゴールデンウィーク明けの5月7日からということで予定をしているところでございます。</p> <p>次の3番でございます。複合施設に関しまして、浮間図書館についてでございますけれども、現在の浮間図書館につきましては、3月1日までで一旦お休みをさせていただきます、その間浮間中学校の新たな場所への引っ越しを行ってまいります。浮間図書館については、学校と同じく4月1日に開設ということを予定しております。</p> <p>裏面をおめくりください。同様に、浮間子ども・ティーンズセンターでございますけれども、こちらのほうは3月27日の直前まで旧の場所で開設いたしまして、土日を挟みまして4月1日から浮間中学校と一体となるということでスケジュールを予定しております。</p> <p>こうしたスケジュールにつきまして、4番の経過及び今後の予定のところに記載してございますが、(1)の経過のところの3番目、11月7日に地域の説明会を開催させていただきました。地域の説明会には40人から50人くらいの方がお見えになりました、主に図書館であるとか、ティーンズセンターについて、もろもろの説明、ご質問をいただいたところでございます。</p> <p>この後のスケジュールでございますけれども、12月2日に区議会の所管、文教子ども委員会のほうにご報告をさせていただきます、年が明けた後でございますけれども、教育委員の皆様にも関連する日程といたしましては、令和2年3月14日に内覧会を開催いたします。これに先立ちまして、日程は未定でございますが、施設ができ上がった段階で、事前にまた教育委員の皆様への事前の内覧ということでご相談をさせていただきたいと思っております。</p> <p>それから、4月1日に開校・開設いたしますが、通常の学校の開校と違いますのは、4月1日の後、4月4日にオープニングイベントと予定しています。これは式典形式で</p>

はなくて、地域の方に校庭や体育館でイベントをやりながら施設のお披露目をしようということで、学校というよりはむしろ子ども・ティーンズセンター、あるいは図書館の方々を中心として、地域の人に最初の親しみを持ってもらう機会ということで、何かお祭りのなものをやれないかということで、今、詳細を調整しているところでございます。

その下でございます。通常の落成式、祝賀会等は4月18日ということで予定をしているところでございます。いずれも準備が整い次第、また正式なご案内を発送したいと思っているところでございます。

私のほうからのご報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第7、報告第78号「令和2年度新1年生の受入れ制限について」、事務局から説明をお願いします。

学校支援課長

教育長

清正教育長

学校支援課長

学校支援課長

それでは、私からは報告第78号、令和2年度新1年生の受入れ制限について、ご説明をいたします。

資料を1枚おめくりください。記書きの1でございます。制限する理由ですけれども、学区内の児童生徒数に対しまして、教室数に余裕がない学校につきましては、安全の確保及び良好な教育環境を維持するために、各学校の状況に応じた指定校変更、区域外就学の受付制限を行っているものでございます。

2の制限校及び制限内容です。まず(1)小学校です。小学校の名前のあと、括弧の中は学級数が令和2年度の学級予定数になります。小学校の制限校ですけれども、王子小学校のほか7校になります。

制限内容についてご説明いたします。王子小学校を例にとらせていただきますと、指定校変更、これは住所が北区の方で区域外の学校に行く場合ですけれども、王子小学校の場合、既に兄弟が通学している場合は兄弟関係ということで受付ができます。1枚後ろの3ページの承認基準をごらんいただきますと、基準番号の4、家庭環境のところになりますけれども、こちらの事由が概要するということになります。また、王子小学校、区域外就学、こちらは北区外に住んでいる方が通学区域を超えてくる場合ですけれども、王子小学校の場合は全て受付が不可という例でございます。こちらの区域外の場

合、王子小学校はどのような場合であっても受付ができないというような内容になっております。

同様に2番、王子第一小学校以下、そのような内容で8番の滝野川小学校まで、お示しの内容で受付の整理を行っております。

裏面をごらんください。(2)が中学校のほうになります。明桜中学校ほか、2校でこのような内容の受付の制限を行っております。

3、申請者が就学可能な人数を超えた場合ですけれども、こちらは抽選とさせていただきます。

周知方法につきましては、就学通知書に同封する指定校変更、区域外就学の案内文、それからホームページにより周知をさせていただきます。

なお、次、3ページの別表1、承認基準でございますけれども、この中の7番の部活動等につきまして、本来的には各自治体で必要な部活動を行っていただくものというふうに認識しておりますので、来年度の分から区域外就学を削除させていただいております。

ご報告については以上になります。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございますでしょうか。

渡辺委員

教育長

清正教育長

渡辺委員

渡辺委員

今ご説明いただいた、小学校は8校以外、中学校も3校以外は比較的制限が緩やかということになっているという解釈でよろしいんですね。

清正教育長

学校支援課長

学校支援課長

今回お示ししたものの以外の学校につきましては、制限はかけないというようなことになっています。ただ、募集の状況によりまして、予定の学級数を超えそうな状況によっては制限を追加でかけるという場合もあります。

清正教育長

よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第8、報告第79号「北区青少年委員の推薦依頼について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習・学校地域連携課長	教育長
清正教育長	生涯学習・学校地域連携課長
生涯学習・学校地域連携課長	<p>それでは、報告第79号、北区青少年委員の推薦依頼について、報告をさせていただきます。</p> <p>資料を1枚おめくりいただきまして、1の要旨をごらんください。北区青少年委員は、青少年教育の振興のため、東京都北区青少年委員の設置に関する規則に基づき、教育委員会が委嘱をしております。このたび、令和2年3月31日をもちまして現青少年委員の任期が満了となるため、次期の青少年委員の選定を行うため、各団体等へ推薦依頼するものでございます。</p> <p>2の現況につきましては、定数64名のところを現員63名でございまして、選出内訳、推薦予定人数についてはお示しのとおりでございます。</p> <p>3の今後の予定につきましては、今月下旬に各団体へ推薦依頼をいたしまして、1月下旬を推薦締め切りとし、その後選任決定、委嘱式とする予定でございます。</p> <p>私からの報告は以上でございます。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>では、本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>次に、日程第9、報告第80号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、報告第80号、後援・共催に関する報告、1枚おめくりをお願いいたします。承諾報告でございますけれども、今回4件ございます。事業名と主催者名のみ読み上げをさせていただきます。</p> <p>1件目でございます。「2020東日本たのしい授業フェスティバル」仮説実験授業研究会実行委員長でございます。</p> <p>2件目「あすか会作品展」東京都退職校長会北支部支部長でございます。</p> <p>3件目でございます。「コンクリートの日体験まつり！2019」同体験まつり実行</p>

委員会実行委員長でございます。

4件目「第16回子どもたちと芸術家の出あう街」同実行委員会実行委員長でございます。

3ページに事業実績報告、1件お示しをさせていただきました。以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ここで本件に関する報告は終了いたします。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和元年第11回教育委員会定例会を閉会させていただきます。